

日本道路公団等民営化関係法施行法案新旧対照条文

道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条 略</p> <p>2 前項の場合においては、道路管理者の権限は、政令の定めるところにより、道路管理者に代わつて国土交通大臣が行う。この場合において、道路法第七条の規定の適用については、同条中「第二十七条」とあるのは、「道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第二項前段」と読み替えるものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>第二条 略</p> <p>2 前項の場合においては、道路管理者の権限は、政令の定めるところにより、道路管理者に代わつて国土交通大臣が行う。この場合において、道路法第六六条の規定の適用については、同条中「第二十七条」とあるのは、「道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第二項前段」と読み替えるものとする。</p> <p>3 略</p>

改正案	現行
<p>（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止） 第三百三十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>一 略</p> <p>二 国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員（以下「公庫の役職員」という。）</p> <p>2 略</p> <p>（公務員等の選挙運動等の制限違反） 第二百三十九条の二 国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員及び公庫の役職員（公職にある者を除く。）であつて、衆議院議員又は参議院議員の選挙において当該公職の候補者となるうとするもので次の各号に掲げる行為をしたものは、第二百二十九条の規定に違反して選挙運動をした者とみなし、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 その地位を利用して、当該選挙に関し、国又は地方公共団体の</p>	<p>（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止） 第三百三十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>一 略</p> <p>二 日本道路公団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員又は首都高速道路公団、阪神高速道路公団若しくは本州四国連絡橋公団の管理委員会の委員、役員若しくは職員（以下「公団等の役職員等」という。）</p> <p>2 略</p> <p>（公務員等の選挙運動等の制限違反） 第二百三十九条の二 国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員及び公団等の役職員等（公職にある者を除く。）であつて、衆議院議員又は参議院議員の選挙において当該公職の候補者となるうとするもので次の各号に掲げる行為をしたものは、第二百二十九条の規定に違反して選挙運動をした者とみなし、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 その地位を利用して、当該選挙に関し、国又は地方公共団体の</p>

公務員、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員及び公庫の役職員をして、その職務の執行に当たり、当該選挙区内にある者に対し、その者に係る特別の利益を供与させ、又は供与することを約束させること。

2
略

(公務員等の選挙犯罪による当選無効)

第二百五十一条の四 国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員及び公庫の役職員(公職にある者を除く。以下この条において「公務員等」という。)であつた者が、公務員等の職を離れた日以後最初に公職の候補者(選挙の期日まで公職の候補者であつた場合の公職の候補者に限る。)となつた衆議院議員又は参議院議員の選挙(その者が公務員等の職を離れた日以後三年以内に行われたものに限る。)において当選人となつた場合において、次の各号に掲げる者が、当該当選人のために行つた選挙運動又は行為に関し、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十三条の二、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百三十九条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は第二百三十九条の二の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

一・二 略

三 当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務と同種であり、かつ、その処理に関しこれと関係がある事務をその従事する事務の全部又は一部とする地方公共団体の公務員、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員

公務員、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員及び公団等の役職員等をして、その職務の執行に当たり、当該選挙区内にある者に対し、その者に係る特別の利益を供与させ、又は供与することを約束させること。

2
略

(公務員等の選挙犯罪による当選無効)

第二百五十一条の四 国又は地方公共団体の公務員、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員及び公団等の役職員等(公職にある者を除く。以下この条において「公務員等」という。)であつた者が、公務員等の職を離れた日以後最初に公職の候補者(選挙の期日まで公職の候補者であつた場合の公職の候補者に限る。)となつた衆議院議員又は参議院議員の選挙(その者が公務員等の職を離れた日以後三年以内に行われたものに限る。)において当選人となつた場合において、次の各号に掲げる者が、当該当選人のために行つた選挙運動又は行為に関し、第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条、第二百二十三条の二、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百三十九条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は第二百三十九条の二の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

一・二 略

三 当該当選人の在職した公務員等の職の所掌に係る事務と同種であり、かつ、その処理に関しこれと関係がある事務をその従事する事務の全部又は一部とする地方公共団体の公務員、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員

2

略 及び公庫の役職員で、当該当選人又は当該当選人に係る前二号に掲げる者から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

2

略 及び公団等の役職員等で、当該当選人又は当該当選人に係る前二号に掲げる者から当該選挙に関し指示又は要請を受けたもの

改正案	現行
<p>（事業税の非課税の範囲）</p> <p>第七十二条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。</p> <p>一 二の二 略</p> <p>三 日本郵政公社、石油公団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、年金資金運用基金、国際協力銀行、日本政策投資銀行、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社</p> <p>四・五 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（事業所税の非課税の範囲）</p> <p>第七百一条の三十四 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、事業所税を課することができない。</p> <p>一 二八 略</p> <p>二十九 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式</p>	<p>（事業税の非課税の範囲）</p> <p>第七十二条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。</p> <p>一 二の二 略</p> <p>三 日本郵政公社、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、石油公団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、年金資金運用基金、国際協力銀行、日本政策投資銀行、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社</p> <p>四・五 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（事業所税の非課税の範囲）</p> <p>第七百一条の三十四 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、事業所税を課することができない。</p> <p>一 二八 略</p>

会社又は本州四国連絡高速道路株式会社、高速道路株式会社法
（平成十六年法律第 号）第五条第一項第一号、第二号又は
第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつて
は、同項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する事業）の
用に供する施設で政令で定めるもの
4
8
略

附 則

（不動産取得税の非課税）

第十条 略

2
13
略

14 道府県は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中
日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株
式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が、高速道路株式会
社法第五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業（
本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、
第四号又は第五号に規定する事業）の用に供する不動産で政令で
定めるものを取得した場合又は独立行政法人日本高速道路保有・債
務返済機構が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（
平成十六年法律第 号）第十二条第一項第一号若しくは第八号
に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した
場合には、これらの取得が平成二十八年三月三十一日までに行われ
たときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、これら
の不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない
。

4
8
略

附 則

（不動産取得税の非課税）

第十条 略

2
13
略

(固定資産税等の非課税)

第十四条 略

2・3 略

4 市町村は、平成十八年度から平成二十七年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社、高速道路株式会社法第五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号口に規定する事業）の用に供する固定資産で政令で定めるもの又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第一項第一号若しくは第八号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

(固定資産税等の非課税)

第十四条 略

2・3 略

改 正 案	現 行
<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならぬ。</p> <p>一 七の二 略</p> <p>八 三十五 略</p> <p>（事業の認定に関する処分を行う機関）</p> <p>第十七条 事業が次の各号のいずれかに掲げるものであるときは、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行う。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 一の都道府県の区域を超え、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの</p> <p>イ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社が行つ同法による高速道路に関する事業</p> <p>ロ 略</p> <p>ト イからトまでに掲げる事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舍その他の施設に関する事業</p>	<p>（土地を収用し、又は使用することができる事業）</p> <p>第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならぬ。</p> <p>一 七の二 略</p> <p>七の三 本州四国連絡橋公団が設置する鉄道の用に供する施設</p> <p>八 三十五 略</p> <p>（事業の認定に関する処分を行う機関）</p> <p>第十七条 事業が次の各号の一に掲げるものであるときは、国土交通大臣が事業の認定に関する処分を行う。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 一の都道府県の区域をこえ、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの</p> <p>イ 略</p> <p>ト イからへまでに掲げる事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舍その他の施設に関する事業</p>

2 · 四
3 略
略

2 · 四
3 略
略

改正案	現行
<p>（外貨債務の保証）</p> <p>第二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、政令で定める法人が国際復興開発銀行又は外国政府金融機関（当該金融機関に対する出資の金額の半額以上が外国政府の出資により設立されたものであつて政令で定めるものをいう。）（以下「国際復興開発銀行等」という。）からの資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならぬ債務について、予算をもつて定める金額（法人ごとにその金額を定めることが困難であるときは、保証契約をすることができ金額を総額をもつて定めるものとし、この場合においては当該総額。次項において同じ。）の範囲内において、保証契約をすることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>（債券の発行等）</p> <p>第三条 前条第一項の政令で定める法人は、国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基づき債券を引き渡す必要があるときは、他の法律の規定による場合のほか、政令で定めるところにより、そ</p>	<p>（外貨債務の保証）</p> <p>第二条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が国際復興開発銀行又は外国政府金融機関（当該金融機関に対する出資の金額の半額以上が外国政府の出資により設立されたものであつて政令で定めるものをいう。）（以下「国際復興開発銀行等」という。）からの資金の借入契約に基づき外貨で支払わなければならぬ債務について、予算をもつて定める金額（法人ごとにその金額を定めることが困難であるときは、保証契約をすることができ金額を総額をもつて定めるものとし、この場合においては当該総額。次項において同じ。）の範囲内において、保証契約をすることができる。</p> <p>一 日本道路公団</p> <p>二 首都高速道路公団</p> <p>三 その他政令で定める法人</p> <p>2・3 略</p> <p>（債券の発行等）</p> <p>第三条 第二条第一項各号に掲げる法人は、国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基づき債券を引き渡す必要があるときは、他の法律の規定による場合のほか、政令で定めるところにより、そ</p>

の借入金額を限り債券を発行することができる。

2 前条第一項の政令で定める法人及び同条第二項各号に掲げる法人は、他の法律に定めがある場合を除くほか、政令で定める主務大臣の認可を受けて、引渡債券（国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基づき国際復興開発銀行等に引き渡すための債券をいう。以下同じ。）又は外貨債（外貨債については、その債務につき、同項又は同条第三項の規定により政府が保証契約をしたものに限る。以下この項において同じ。）の発行、償還、利子の支払その他引渡債券又は外貨債に関する事務の全部又は一部を外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

3 略

（一般担保）

第四条 第二条第一項の政令で定める法人の財産について、他の法律において、特定の者が民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次いで他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有することとされているときは、当該法人に対して貸付けをしている国際復興開発銀行及び前条第一項の規定により発行する債券の債権者は、当該法人の財産について、当該特定の者と同一順位の優先権を有する。

（利子等の非課税）

第五条 第二条第一項の政令で定める法人が発行する引渡債券のうち国際復興開発銀行からの資金の借入契約に係るもの及び同条第二項各号に掲げる法人が発行する外貨債で当該外貨債に係る債務について

の借入金額を限り債券を発行することができる。

2 第二条第一項各号及び第二項各号に掲げる法人は、他の法律に定めがある場合を除くほか、政令で定める主務大臣の認可を受けて、引渡債券（国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基づき国際復興開発銀行等に引き渡すための債券をいう。以下同じ。）又は外貨債（外貨債については、その債務につき、同項又は同条第三項の規定により政府が保証契約をしたものに限る。以下この項において同じ。）の発行、償還、利子の支払その他引渡債券又は外貨債に関する事務の全部又は一部を外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

3 略

（一般担保）

第四条 第二条第一項各号に掲げる法人の財産について、他の法律において、特定の者が民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次いで他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有することとされているときは、当該法人に対して貸付けをしている国際復興開発銀行及び第三条第一項の規定により発行する債券の債権者は、当該法人の財産について、当該特定の者と同一順位の優先権を有する。

（利子等の非課税）

第五条 第二条第一項各号に掲げる法人が発行する引渡債券のうち国際復興開発銀行からの資金の借入契約に係るもの及び同条第二項各号に掲げる法人が発行する外貨債で当該外貨債に係る債務について

2
略

て同項又は同条第三項の規定により政府が保証契約をしたもの（以下この項において「債券等」という。）の利子及び償還差益（その債券等の償還により受ける金額がその債券等の発行価額を超える場合におけるその差益をいう。以下この項において同じ。）については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三号に規定する居住者、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三号に規定する内国法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける当該利子又は償還差益については、この限りでない。

2
略

同項又は同条第三項の規定により政府が保証契約をしたもの（以下この項において「債券等」という。）の利子及び償還差益（その債券等の償還により受ける金額がその債券等の発行価額をこえる場合におけるその差益をいう。以下この項において同じ。）については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三号に規定する居住者、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三号に規定する内国法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける当該利子又は償還差益については、この限りでない。

改 正 案	現 行
<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等） 第二十四条 略</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）<u>、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）</u>若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）又は日本郵政公社、<u>東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、年金資金運用基金、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下「公社等」という。）</u>（に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に移</p>	<p>（退職手当の財源に充てるための地方債等） 第二十四条 略</p> <p>2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）<u>、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）</u>若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）又は日本郵政公社、<u>日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、年金資金運用基金、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下「公社等」という。）</u>（に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得</p>

管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

改正案	現行
<p>7 6 略 略</p> <p>5 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第 号） （第十条の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式 会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高 速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下この項に おいて「会社」と総称する。）が受ける設立の登記並びに同法第七 条の規定により日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公 団及び本州四国連絡橋公団が行う出資に係る財産の給付に伴い会社 が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。</p>	<p>6 5 略 略</p> <p>2 4 略</p> <p>（独立行政法人等の権利又は資産の承継に伴う登記等の免税） 第八十四条の三 略</p>

改正案	現行
<p>（歳入及び歳出）</p> <p>第三条 この会計においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。</p> <p>一〇七略</p> <p>八 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）<u>第二十条第一項</u>、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）<u>第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項</u>、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）<u>第五条第一項</u>、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七十七号）<u>第十三条第一項又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項の規定による貸付金の償還金</u></p> <p>九略</p> <p>十 <u>出資に対する配当金</u></p> <p>十一 <u>この会計に所属する株式の処分による収入</u></p> <p>2略</p> <p>18略 附則</p> <p>19 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において</p>	<p>（歳入及び歳出）</p> <p>第三条 この会計においては、次に掲げる収入及び附属雑収入をもつてその歳入とする。</p> <p>一〇七略</p> <p>八 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）<u>第八条の第三項</u>、幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）<u>第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項</u>、<u>東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項</u>、<u>民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項</u>、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七十七号）<u>第十三条第一項又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項の規定による貸付金の償還金</u></p> <p>九略</p> <p>2略</p> <p>18略 附則</p> <p>19 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において</p>

行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第三条及び第四条の規定の適用については、第三条第一項第二号中「第四条の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは「第四条又は附則第二十一項若しくは第二十四項の規定による一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同項第八号中「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項若しくは附則第七条第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項若しくは附則第十五条第一項」と、「又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項」とあるのは「都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、沖縄振興特別措置法附

行う場合又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第六項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰入れを行う場合における第三条及び第四条の規定の適用については、第三条第一項第二号中「第四条の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは「第四条又は附則第二十一項若しくは第二十四項の規定による一般会計からの繰入金、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第七条第五項又は第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定からの繰入金」と、同項第八号中「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条の三第一項」とあるのは「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条の三第一項若しくは附則第七条第一項」と、「民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項」とあるのは「民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第五条第一項若しくは附則第十五条第一項」と、「又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項」とあるのは「都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）附則第二項若しくは第五項から第九項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、沖縄振興特別措置

則第六条第二項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項」と、同条第二項第三号中「繰入金」とあるのは「繰入金、附則第二十項、第二十二項、第二十三項又は第二十五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金及び道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第九項の規定による補助金又は負担金」と、第四条中「の交付」とあるのは「の交付、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、沖縄振興特別措置法附則第六条第二項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるもの」と

法附則第六条第二項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項」と、同条第二項第三号中「繰入金」とあるのは「繰入金、附則第二十項、第二十二項、第二十三項又は第二十五項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入金及び道路法附則第八項若しくは第九項、道路の修繕に関する法律第三条第四項、土地区画整理法附則第十三項から第十五項まで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第六項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第五項、交通安全施設等整備事業の推進に関する特別措置法附則第八項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第五項若しくは第六項又は沖縄振興特別措置法附則第六条第九項の規定による補助金又は負担金」と、第四条中「の交付」とあるのは「の交付、道路法附則第四項若しくは第五項、道路の修繕に関する法律第三条第一項、土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第九項まで、道路整備特別措置法附則第七条第一項、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第三項、共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律附則第五項、沖縄振興特別措置法附則第六条第二項、民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第十五条第一項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法附則第二条第一項若しくは第二項の規定による貸付け及び道路整備特別措置法附則第八条に規定する貸付金の貸付け並びに日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法第七条第六項に規定する当該公共的建設事業で同項の規定により産業投資特別会計社会資本整備勘定からこの会計に繰り入れられる金額をもつてその費用に充てるもの

する。

20
25 略

26 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第 号）
第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）附則第十四条第一項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、この会計において行うものとする。

27 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における第三条第一項第八号の規定の適用については、同号中「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項」とあるのは、「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十条第一項、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第 号）第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）附則第十四条第一項」とする。

28
29 略

30 日本道路公団等民営化関係法施行法第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、この会計において行うものとする。

31 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における第三条第一項第八号の規定の適用については、同号中「幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項」とあるのは、「幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十

「とする。

20
25 略

26 本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）附則第十四条第一項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、この会計において行うものとする。

27 前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における第三条第一項第八号の規定の適用については、同号中「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条の三第一項」とあるのは、「道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条の三第一項、本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）附則第十四条第一項」とする。

28
29 略

四号) 第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成十六年法律第 号) 第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号) 第三条第一項」とする。

改正案	現行
<p>（特定公共事業）</p> <p>第二条 この法律において「特定公共事業」とは、土地収用法第三条各号の一に該当するものに関する事業若しくは都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業のうち、次の各号の一に該当するものに関する事業又は当該事業に係る土地収用法第十六条に規定する関連事業で、起業者が第七条（第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の認定を受けたものをいう。</p> <p>一 略</p> <p>二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する幹線鉄道のうち政令で定める主要な区間</p> <p>三 九 略</p>	<p>（特定公共事業）</p> <p>第二条 この法律において「特定公共事業」とは、土地収用法第三条各号の一に該当するものに関する事業若しくは都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により土地を収用し、若しくは使用することができる都市計画事業のうち、次の各号の一に該当するものに関する事業又は当該事業に係る土地収用法第十六条に規定する関連事業で、起業者が第七条（第四十五条において準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の認定を受けたものをいう。</p> <p>一 略</p> <p>二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は本州四国連絡橋公団が設置する幹線鉄道のうち政令で定める主要な区間</p> <p>三 九 略</p>

行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）（抄）

改正案	
別表（第十二条関係）	
名称	根拠法
略	略
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）
略	略
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）
略	略
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

現行	
別表（第十二条関係）	
名称	根拠法
略	略
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）
首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第三百三十三号）
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）
略	略
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本道路公団	日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）
略	略
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）

（傍線部分は改正部分）

預金保險機構	本州四国連絡橋公団	放送大学学園
第三十四号)	預金保険法(昭和四十六年法律第十五号)	放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)
	本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)	

改 正 案

現 行

別表第一 公共法人等の表（第二条関係）
一 次の表に掲げる法人

別表第一 公共法人等の表（第二条関係）
一 次の表に掲げる法人

略	名 称	略	根 拠 法
略	住宅金融公庫	略	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）
略	水害予防組合	略	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）
略	水害予防組合連合	略	略
略	日本中央競馬会	略	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
略	日本放送協会	略	放送法（昭和二十五年法律第三十二号）
略	農林漁業金融公庫	略	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）

略	名 称	略	根 拠 法
略	住宅金融公庫	略	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）
略	首都高速道路公団	略	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第三百三十三号）
略	水害予防組合	略	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）
略	水害予防組合連合	略	略
略	日本中央競馬会	略	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
略	日本道路公団	略	日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）
略	日本放送協会	略	放送法（昭和二十五年法律第三十二号）
略	農林漁業金融公庫	略	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）

二
略

二
略

阪神高速道路公団

本州四国連絡橋公団

阪神高速道路公団法（昭和三十
七年法律第四十三号）

本州四国連絡橋公団法（昭和四
十五年法律第八十一号）

改 正 案

現

行

別表第二 非課税法人の表（第五条関係）

別表第二 非課税法人の表（第五条関係）

略	名 称	略	根 拠 法
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）	略	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）	略	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）
略	日本中央競馬会	略	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第百二十五号）
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）	略	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）
略	農林漁業金融公庫	略	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第百五十五号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）	略	放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）

略	名 称	略	根 拠 法
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）	略	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）
首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）	略	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）	略	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）
略	日本中央競馬会	略	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第百二十五号）
日本道路公団	日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）	略	日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）	略	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）
略	農林漁業金融公庫	略	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第百五十五号）

	<p>阪神高速道路公団</p>	<p>阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）</p>
	<p>放送大学学園</p>	<p>放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）</p>
	<p>本州四国連絡橋公団</p>	<p>本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）</p>

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

改正案

別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）

略	名称	略	根拠法
略	住宅金融公庫	略	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）
略	大学共同利用機関法人	略	国立大学法人法
略	日本中央競馬会	略	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
略	日本郵政公社	略	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）
略	農林漁業金融公庫	略	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）

現行

別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）

略	名称	略	根拠法
略	住宅金融公庫	略	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）
略	首都高速道路公団	略	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第三百三十三号）
略	大学共同利用機関法人	略	国立大学法人法
略	日本中央競馬会	略	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
略	日本道路公団	略	日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）
略	日本郵政公社	略	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）
略	農林漁業金融公庫	略	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
略	阪神高速道路公団	略	阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）

（傍線部分は改正部分）

本州四国連絡橋公団

本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
名称	根拠法	名称	根拠法
略	略	略	略
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）	住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）	商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）
略	略	略	略
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）	日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）
略	略	日本道路公団	日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）	農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）	略	略
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）	阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法（昭和三十

預金保險機構	本州四国連絡橋公団	放送大学学園	
預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）	十五年法律第八十一号）	放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）	七年法律第四十三号）

独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第二条関係）			
略	名称	略	略
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）	住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）	商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）
略	略	略	略
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）	日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）
略	略	日本道路公団	日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）	農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）	略	略
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）	阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法（昭和三十
別表（第二条関係）			
略	名称	略	略
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）	住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）
首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第三百三十三号）	首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第三百三十三号）
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）	商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）
略	略	略	略
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）	日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）
略	略	農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法（昭和三十	農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）

<p>預金保險機構</p>	<p>本州四国連絡橋公団</p>	<p>放送大学学園</p>	
<p>預金保險法（昭和四十六年法律第三十四号）</p>	<p>十五年法律第八十一号）</p>	<p>本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第五十六号）</p>	<p>七年法律第四十三号） 放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）</p>

改 正 案	現 行
<p>（経過措置に伴う費用の負担） 第九十六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 機構等（独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人緑資源機構、原子燃料公社、公営企業金融公庫、独立行政法人労働者健康福祉機構、中小企業金融公庫、首都高速道路株式会社、独立行政法人雇用・能力開発機構又は阪神高速道路株式会社をいう。以下この項において同じ。）は、政令で定めるところにより、第七条（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により機構等（独立行政法人水資源機構にあつては愛知用水公団、独立行政法人緑資源機構にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、独立行政法人都市再生機構にあつては日本住宅公団、中小企業金融公庫にあつては中小企業信用保険公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構にあつては雇用促進事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構にあつては労働福祉事業団、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社にあつては日本道路公団、首都高速道路株式会社にあつては首都高速道路公団、阪神高速道路株式会社にあつては阪神高速道路公団、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構にあつては日本道路公団、首都高</p>	<p>（経過措置に伴う費用の負担） 第九十六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 公団等（独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、日本道路公団、独立行政法人緑資源機構、原子燃料公社、公営企業金融公庫、独立行政法人労働者健康福祉機構、中小企業金融公庫、首都高速道路公団、独立行政法人雇用・能力開発機構又は阪神高速道路公団をいう。以下この項において同じ。）は、政令で定めるところにより、第七条（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により公団等（独立行政法人水資源機構にあつては愛知用水公団、独立行政法人緑資源機構にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、独立行政法人都市再生機構にあつては日本住宅公団、中小企業金融公庫にあつては中小企業信用保険公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構にあつては雇用促進事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構にあつては労働福祉事業団）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合に払い込むものとする。</p>

速道路公団又は阪神高速道路公団）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合に払い込むものとする。

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

改正案

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係） 一 次の表に掲げる法人	
略	略
酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に 関する法律（昭和二十八年法律 第七号）
酒造組合中央会	
酒造組合連合会	
酒販組合	
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	
略	略
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法（昭和三十 九年法律第五十号）
略	略
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法
略	略
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十 七年法律第三百五十五号）
負債整理組合	農村負債整理組合法（昭和八年 法律第二十一号）
略	略

現行

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係） 一 次の表に掲げる法人	
略	略
酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に 関する法律（昭和二十八年法律 第七号）
酒造組合中央会	
酒造組合連合会	
首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十 四年法律第三十三号）
酒販組合	酒税の保全及び酒類業組合等に 関する法律
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	
略	略
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法（昭和三十 九年法律第五十号）
略	略
日本道路公団	日本道路公団法（昭和三十一年 法律第六号）
略	略
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法
略	略
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十

（傍線部分は改正部分）

二略	略	保険契約者保護機構 輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。） 輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	保険業法 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）
	略		

二略	略	阪神高速道路公団 負債整理組合	七年法律第三百五十五号） 阪神高速道路公団法（昭和三十年法律第四十三号） 農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）
	略	略	略
	略	保険契約者保護機構 本州四国連絡橋公団 輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。） 輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	保険業法 本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号） 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）

改正案	現行
<p>（市街地再開発事業の施行） 第二条の二略 2）5略</p> <p>4 前二項の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、前二項の規定による第一種市街地再開発事業を施行することができる。当該第一種市街地再開発事業が独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社の施行することができるものときは、これらの者についても、同様とする。</p> <p>5略</p>	<p>（市街地再開発事業の施行） 第二条の二略 2）5略</p> <p>6 首都高速道路公団又は阪神高速道路公団は、国土交通大臣が首都高速道路公団又は阪神高速道路公団の行う自動車専用道路の新設又は改築と一体的に市街地再開発事業を施行しなければ当該自動車専用道路の沿道の土地利用の状況等にかんがみ当該新設又は改築が著しく困難であると認めるときは、市街地再開発事業の施行区域内の土地について当該市街地再開発事業を施行することができる。</p> <p>7略</p> <p>（第一種市街地再開発事業等の施行） 第七条の二略 2・3略</p> <p>4 前二項の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、前二項の規定による第一種市街地再開発事業を施行することができる。当該第一種市街地再開発事業が独立行政法人都市再生機構、首都高速道路公団、阪神高速道路公団又は地方住宅供給公社の施行することができるものときは、これらの者についても、同様とする。</p> <p>5略</p>

(施行規程及び事業計画の認可等)

第五十八条 独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社(第二条の二第五項又は第六項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下「機構等」と総称する。)は、市街地再開発事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事)の認可を受けなければならない。施行規程又は事業計画を変更しようとするときも、同様とする。

2) 5 略

(市街地再開発審査会)

第五十九条 略

2 第五十七条第二項から第五項までの規定は、前項の規定により置かれる市街地再開発審査会について準用する。この場合において、同条第四項中「地方公共団体の長」とあるのは、独立行政法人都市再生機構に置かれるものについては「独立行政法人都市再生機構理事長」と、地方住宅供給公社に置かれるものについては「地方住宅供給公社理事長」と読み替えるものとする。

3 略

(権利変換計画の決定及び認可)

(施行規程及び事業計画の認可等)

第五十八条 独立行政法人都市再生機構、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び地方住宅供給公社(第二条の二第五項から第七項までの規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下「機構等」と総称する。)は、市街地再開発事業を施行しようとするときは、施行規程及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事)の認可を受けなければならない。施行規程又は事業計画を変更しようとするときも、同様とする。

2) 5 略

(市街地再開発審査会)

第五十九条 略

2 第五十七条第二項から第五項までの規定は、前項の規定により置かれる市街地再開発審査会について準用する。この場合において、同条第四項中「地方公共団体の長」とあるのは、独立行政法人都市再生機構に置かれるものについては「独立行政法人都市再生機構理事長」と、首都高速道路公団に置かれるものについては「首都高速道路公団理事長」と、阪神高速道路公団に置かれるものについては「阪神高速道路公団理事長」と、地方住宅供給公社に置かれるものについては「地方住宅供給公社理事長」と読み替えるものとする。

3 略

(権利変換計画の決定及び認可)

第七十二条 施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、施行地区ごとに権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県（第二条の二第四項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下同じ。）又は機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣の、個人施行者、組合、再開発会社、市町村（同項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第百九条を除き、以下同じ。）又は市のみが設立した地方住宅供給公社（第二条の二第六項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下同じ。）にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2
5 略

第七十二条 施行者は、前条の規定による手続に必要な期間の経過後、遅滞なく、施行地区ごとに権利変換計画を定めなければならない。この場合においては、国土交通省令で定めるところにより、都道府県（第二条の二第四項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下同じ。）又は機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）にあつては国土交通大臣の、個人施行者、組合、再開発会社、市町村（同項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第百九条を除き、以下同じ。）又は市のみが設立した地方住宅供給公社（第二条の二第七項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下同じ。）にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2
5 略

自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（自転車専用道路等の設置）</p> <p>第六条 市町村である道路管理者は、自転車の通行の安全を確保し、あわせて自転車の利用による国民の心身の健全な発達に資するため、市町村道であつて道路法第四十八条の十三第一項の規定による指定をした道路又は同条第二項の規定による指定をした道路を設置するよう努めなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>（自転車専用道路等の設置）</p> <p>第六条 市町村である道路管理者は、自転車の通行の安全を確保し、あわせて自転車の利用による国民の心身の健全な発達に資するため、市町村道であつて道路法第四十八条の七第一項の規定による指定をした道路又は同条第二項の規定による指定をした道路を設置するよう努めなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 道路管理者 高速自動車国道にあつては国土交通大臣（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路（以下この号において「会社管理道路」という。）にあつては、同法第二条第四項に規定する会社（以下この号において「会社」という。））、高速自動車国道以外の道路にあつては道路法第十八条第一項に規定する道路管理者（同法第十二条本文の規定により国土交通大臣が新設又は改築を行う同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道にあつては国土交通大臣、会社管理道路にあつては会社、道路整備特別措置法第三十一条第一項に規定する公社管理道路にあつては地方道路公社）をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 道路管理者 高速自動車国道にあつては国土交通大臣（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十六条の二第一項に規定する日本道路公団の管理する高速自動車国道にあつては、日本道路公団）、高速自動車国道以外の道路にあつては道路法第十八条第一項に規定する道路管理者（同法第十二条本文の規定により国土交通大臣が新設又は改築を行う同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道にあつては国土交通大臣、道路整備特別措置法第十七条第一項に規定する公団等の管理する一般国道等にあつてはそれぞれ日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団又は地方道路公社）をいう。</p>

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 本州四国連絡橋 本州と四国を連絡する一般国道（高速道路株式会社法（平成十六年法律第 号）第一条に規定する会社） 第二十三条において単に「会社」という。）が建設するものに限る。）又は鉄道施設の全部又は一部をいう。</p> <p>二 六 略</p> <p>（交付金の交付）</p> <p>第十条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は本州と四国を連絡する鉄道施設を建設し、若しくは保有する者であつて国土交通大臣の指定するもの（以下「鉄道事業者等」という。）は、第五条第一項又は第六条第一項の規定による認定を受けた者（関連事業を営む者その他政令で定める者を除く。）で海上運送法の規定により必要とされる許可又は認可を受けた上実施計画に従つて事業規模の縮小等を行ったものに対し、機構にあつては一般国道である本州四国連絡橋（以下「国道橋」という。）（の供用に伴つものについて、鉄道事業者等にあつては鉄道施設である本州四国連絡橋（以下「鉄道橋」という。）（の供用に伴つものについて、一般旅客定期航路事業廃止等交付金（以下「交付金」と</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 本州四国連絡橋 本州四国連絡橋公団（以下「公団」という。） （が建設する本州と四国を連絡する一般国道又は鉄道施設の全部又は一部をいう。）</p> <p>二 六 略</p> <p>（交付金の交付）</p> <p>第十条 公団は、第五条第一項又は第六条第一項の規定による認定を受けた者（関連事業を営む者その他政令で定める者を除く。）で海上運送法の規定により必要とされる許可又は認可を受けた上実施計画に従つて事業規模の縮小等を行ったものに対し、一般旅客定期航路事業廃止等交付金（以下「交付金」という。）を交付することができる。</p>

いう。)を交付することができる。

(交付金の請求及び交付の手続)

第十二条 第十条の規定により交付金の交付を受けようとする者は、第五条第一項又は第六条第一項の規定による認定を受けた日から起算して六月を経過する日までに、国土交通省令で定めるところにより、国道橋の供用に伴う事業規模の縮小等に係るものにあつては機構に対し、鉄道橋の供用に伴う事業規模の縮小等に係るものにあつては鉄道事業者等に対し、交付の請求をしなければならない。

2 機構又は鉄道事業者等は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の請求の期限を延期することができる。

3 機構又は鉄道事業者等は、第一項の請求があつたときは、これを審査し、船舶の売却、事業の用に供する資産の撤去、運航回数減少、退職金の支払等の交付金の額の算定の基礎となる事実があつたことを確認した上、その交付すべき交付金の額を決定し、これを当該交付の請求をした者に通知しなければならない。

4 機構又は鉄道事業者等は、前項の交付金の額の算定の基礎となる事実の一部があつたことを確認した場合において特に必要があると認めるときは、同項の規定により交付金の額を決定する前に、概算見積りにより、政令で定める金額の範囲内において、その一部を同項に規定する者に交付することができる。

(交付金の返還)

第十三条 機構又は鉄道事業者等は、第六条第三項の規定により実施

(交付金の請求及び交付の手続)

第十二条 第十条の規定により交付金の交付を受けようとする者は、第五条第一項又は第六条第一項の規定による認定を受けた日から起算して六月を経過する日までに、国土交通省令で定めるところにより、公団に対し、交付の請求をしなければならない。

2 公団は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の請求の期限を延期することができる。

3 公団は、第一項の請求があつたときは、これを審査し、船舶の売却、事業の用に供する資産の撤去、運航回数減少、退職金の支払等の交付金の額の算定の基礎となる事実があつたことを確認した上、その交付すべき交付金の額を決定し、これを当該交付の請求をした者に通知しなければならない。

4 公団は、前項の交付金の額の算定の基礎となる事実の一部があつたことを確認した場合において特に必要があると認めるときは、同項の規定により交付金の額を決定する前に、概算見積りにより、政令で定める金額の範囲内において、その一部を同項に規定する者に交付することができる。

(交付金の返還)

第十三条 公団は、第六条第三項の規定により実施計画の認定が取り

計画の認定が取り消された場合において特に必要があると認めるときは、交付した交付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(退職金支払確保契約)

第十五条 機構又は鉄道事業者等は、指定規模縮小等航路において一般旅客定期航路事業を営む者（以下この条において「特定事業主」という。）に雇用されている労働者で本州四国連絡橋の供用に伴い離職することが見込まれるもの（以下この項において「離職見込者」という。）の退職金の支払に係る資金の確保を図るため、機構にあつては国道橋の供用に伴う指定規模縮小等航路に係るものについて、鉄道事業者等にあつては鉄道橋の供用に伴う指定規模縮小等航路に係るものについて、特定事業主と退職金支払確保契約（特定事業主が、離職見込者に係る退職金の支払に必要な資金を当該離職見込者の退職の日までに機構又は鉄道事業者等に掛金として納付することを約し、機構又は鉄道事業者等は、当該離職見込者の退職のときに、請求に応じこれを特定事業主に給付することを約する契約をいう。以下同じ。）を締結し、これに関する業務を行うことができる。

2 機構又は鉄道事業者等は、退職金支払確保契約の申込みがあつたときは、正当な理由がなければ、当該契約の締結を拒んではならない。

3 機構又は鉄道事業者等及び特定事業主は、第四条第二項の規定により指定規模縮小等航路が取り消された場合その他国土交通省令で定める場合には、退職金支払確保契約を解除しなければならない。

消された場合において特に必要があるときは、交付した交付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(退職金支払確保契約)

第十五条 公団は、指定規模縮小等航路において一般旅客定期航路事業を営む者（以下この条において「特定事業主」という。）に雇用されている労働者で本州四国連絡橋の供用に伴い離職することが見込まれるもの（以下この項において「離職見込者」という。）の退職金の支払に係る資金の確保を図るため、特定事業主と退職金支払確保契約（特定事業主が、離職見込者に係る退職金の支払に必要な資金を当該離職見込者の退職の日までに公団に掛金として納付することを約し、公団は、当該離職見込者の退職のときに、請求に応じこれを特定事業主に給付することを約する契約をいう。以下同じ。）を締結し、これに関する業務を行うことができる。

2 公団は、退職金支払確保契約の申込みがあつたときは、正当な理由がなければ、当該契約の締結を拒んではならない。

3 公団及び特定事業主は、第四条第二項の規定により指定規模縮小等航路が取り消された場合その他国土交通省令で定める場合には、退職金支払確保契約を解除しなければならない。

<p>4 特定事業主について相続その他の一般承継があつたときは、当該特定事業主の相続人その他の一般承継人は、国土交通省令で定める期間内に、国道橋の供用に伴う指定規模縮小等航路に係るものにあつては機構に、鉄道橋の供用に伴う指定規模縮小等航路に係るものにあつては鉄道事業者等に申出をした上、退職金支払確保契約に關し当該特定事業主の有していた地位を承継することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(必要な措置への会社等の寄与)</p> <p>第二十三条 国道橋を建設した会社及び機構又は鉄道事業者等は、第三章に規定するもののほか、指定規模縮小等航路において一般旅客定期航路事業を営む者又はその関連事業を営む者の事業規模の縮小等に伴う事業の円滑な転換及び一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に必要な措置の推進に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>4 特定事業主について相続その他の一般承継があつたときは、当該特定事業主の相続人その他の一般承継人は、国土交通省令で定める期間内に公団に申出をした上、退職金支払確保契約に關し当該特定事業主の有していた地位を承継することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(必要な措置への公団の寄与)</p> <p>第二十三条 公団は、第三章に規定するもののほか、指定規模縮小等航路において一般旅客定期航路事業を営む者又はその関連事業を営む者の事業規模の縮小等に伴う事業の円滑な転換及び一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に必要な措置の推進に寄与するよう努めるものとする。</p>
---	---

改 正 案	現 行
<p>（東京湾横断道路の建設及び管理）</p> <p>第二条 東日本高速道路株式会社（以下「東日本会社」という。）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、東京湾横断道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第三条第二号の一般国道のうち川崎市と木更津市との間で東京湾を横断するものをいう。以下同じ。）の建設及び管理に関する事業を行う会社（以下「東京湾横断道路建設事業者」という。）と日本道路公団等民営化関係法（平成十六年法律第 号）第五十七条第一項の規定により締結したものとみなされる次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「建設協定」という。）に従い、その事業又は業務を行わなければならない。</p> <p>一 機構は、国土交通省令で定めるところにより、東京湾横断道路の建設工事（東京湾横断道路の新設に関する工事及びその準備行為のうち、基本的な調査及び設計、敷地の取得その他国土交通省令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）に要した費用を、その供用開始後長期間に分割して東京湾横断道路建設業者に支払うこと。</p>	<p>（東京湾横断道路の建設及び管理）</p> <p>第二条 東京湾横断道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十八号）第三条第二号の一般国道のうち川崎市と木更津市との間で東京湾を横断するものをいう。以下同じ。）について道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第三条第一項の許可があつたときは、日本道路公団（以下「公団」という。）は、東京湾横断道路の建設及び管理に関する事業を行うことを主たる目的とする株式会社（以下「会社」という。）と次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「建設協定」という。）を締結し、これに従いその業務を行わなければならない。</p> <p>一 会社は、東京湾横断道路の新設に関する工事及びその準備行為のうち基本的な調査及び設計、敷地の取得その他国土交通省令で定めるもの以外のもの（以下「建設工事」という。）を行うこと。</p> <p>二 公団は、国土交通省令で定めるところにより、東京湾横断道路の建設工事に要する費用を、その供用開始後長期間に分割して会社に支払うこと。</p>

二 東京湾横断道路建設事業者は、東京湾横断道路の維持、修繕等の管理を、別に締結した協定（以下「管理協定」という。）に従い行うこと。

三 略

- 2 東日本会社及び機構は、建設協定又は管理協定を変更しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、申請に係る建設協定又は管理協定の内容が適正であると認めるときでなければ、当該認可をしてはならない。

第三条 削除

（地方公共団体の出資）

第四条 地方公共団体は、総務大臣に協議の上、東京湾横断道路建設事業者に出資することができる。

三 会社は、東京湾横断道路の供用開始後、その維持、修繕等の管理を、別に締結する協定（以下「管理協定」という。）に従い行うこと。

四 略

- 2 公団は、建設協定又は管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 国土交通大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、申請に係る建設協定又は管理協定の内容が適正であり、かつ、公団と建設協定又は管理協定を締結しようとする会社がその事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すると認めるときでなければ、当該認可をしてはならない。

（資金の貸付け）

第三条 政府は、公団と締結した建設協定に従い事業を行う会社（以下「東京湾横断道路建設事業者」という。）に対し、その行う建設工事に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

（公団等の出資）

第四条 公団は、日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第十九条の二の規定によるもののほか、国土交通大臣の認可を受けて、東京湾横断道路建設事業者に出資することができる。

2 地方公共団体は、総務大臣に協議の上、東京湾横断道路建設事業

者に出資することができる。

(資金計画等の届出)

第五条 東京湾横断道路建設事業者は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年度、当該事業年度以降の二年間について資金計画及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、機構を經由して国土交通大臣に届け出なければならない。

2 東京湾横断道路建設事業者は、前項の資金計画又は事業計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を機構を經由して国土交通大臣に届け出なければならない。

第九条 削除

(資金計画等の届出)

第五条 東京湾横断道路建設事業者は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年度、当該事業年度以降の二年間について資金計画及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、公団を經由して国土交通大臣に届け出なければならない。

2 東京湾横断道路建設事業者は、前項の資金計画又は事業計画を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を公団を經由して国土交通大臣に届け出なければならない。

(債務保証)

第九条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、東京湾横断道路建設事業者の債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について、保証契約をすることができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、東京湾横断道路建設事業者が債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

(監督)

(監督)

第十三条 略

2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、東日本会社に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(協議)

第十四条 国土交通大臣は、第二条第二項及び第十条第一項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした東日本会社の役員又は職員は、百万円以下の過料に処する。

一 第二条第二項の規定に違反して認可を受けなかつたとき。

二 略

第十八条 第二条第二項の規定に違反して認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

第十三条 略

2 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(協議)

第十四条 国土交通大臣は、第二条第二項、第四条第一項及び第十条第一項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第十七条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした公団の役員又は職員は、十万円以下の過料に処する。

一 第二条第二項又は第四条第一項の規定に違反して認可を受けなかつたとき。

二 略

改 正 案	現 行
<p>（適用除外）</p> <p>第五十九条 この法律の規定は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行う第三種鉄道事業に該当する業務については、適用しない。</p> <p>2 前項の場合において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から鉄道線路を直接借り受け、又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が所有する鉄道線路を直接利用して、他人の需要に応じ、鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業については、当該事業を第一種鉄道事業とみなして、この法律の規定を適用する。</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第五十九条 この法律の規定は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び本州四国連絡橋公団が行う第三種鉄道事業に該当する業務については、適用しない。</p> <p>2 前項の場合において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から鉄道線路を直接借り受け、又は本州四国連絡橋公団が所有する鉄道線路を直接利用して、他人の需要に応じ、鉄道による旅客又は貨物の運送を行う事業については、当該事業を第一種鉄道事業とみなして、この法律の規定を適用する。</p>

改正案	現行
<p>6 略</p> <p>（市町村の責務等） 第六条 略 2～4 略</p> <p>5 前項本文の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、当該市街地再開発事業を施行することができる。当該市街地再開発事業が機構又は地方住宅供給公社が施行することのできるものであるときは、これらの者についても、同様とする。</p>	<p>6 略</p> <p>（市町村の責務等） 第六条 略 2～4 略</p> <p>5 前項本文の場合において、都道府県は、当該市町村と協議の上、当該市街地再開発事業を施行することができる。当該市街地再開発事業が機構、<u>首都高速道路公団、阪神高速道路公団</u>又は地方住宅供給公社が施行することのできるものであるときは、これらの者についても、同様とする。</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（役員の欠格条項の特例） 第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の役員又は職員（非常勤の者を除く。） 二 六略</p>	<p>（役員の欠格条項の特例） 第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 本州四国連絡橋公団の役員又は職員（非常勤の者を除く。） 二 六略</p>

改正案	現行
<p>附則 （所掌事務の特例）</p> <p>2 略</p> <p>3 内閣府は、<u>第三条第二項</u>の任務を達成するため、<u>第四条第三項各号及び前二項</u>に掲げる事務のほか、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第三十七号）がその効力を有する間、同法第二条第一項に規定する対応措置（自衛隊が実施するものを除く。）の実施に関する事務をつかさどる。</p> <p>4 内閣府は、<u>第三条第二項</u>の任務を達成するため、<u>第四条第三項及び前二項</u>に規定する事務のほか、政令で定める日までの間、株式会社社産業再生機構に関する次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 略</p>	<p>附則 （所掌事務の特例）</p> <p>2 略</p> <p>3 内閣府は、<u>第三条第二項</u>の任務を達成するため、<u>第四条第三項各号及び前二項</u>に掲げる事務のほか、<u>道路関係四公団民営化推進委員会設置法（平成十四年法律第六十九号）</u>がその効力を有する間、<u>日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団に代わる民営化を前提とした新たな組織及びその採算性の確保に関する事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務</u>をつかさどる。</p> <p>4 内閣府は、<u>第三条第二項</u>の任務を達成するため、<u>第四条第三項各号及び前二項</u>に掲げる事務のほか、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第三十七号）がその効力を有する間、同法第二条第一項に規定する対応措置（自衛隊が実施するものを除く。）の実施に関する事務をつかさどる。</p> <p>5 内閣府は、<u>第三条第二項</u>の任務を達成するため、<u>第四条第三項及び前各項</u>に規定する事務のほか、政令で定める日までの間、株式会社社産業再生機構に関する次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 略</p>

(審議会等の設置の特例)

第四条 略

(審議会等の設置の特例)

第四条 略

2 道路関係四公団民営化推進委員会設置法がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる道路関係四公団民営化推進委員会は、本府に置く。

改正案

現

行

附則

附則

（社会資本整備審議会の所掌事務の特例）
 第七条 社会資本整備審議会は、第十三条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、平成十九年三月三十一日までの間、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律（昭和五十二年法律第七十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（社会資本整備審議会の所掌事務の特例）
 第七条 社会資本整備審議会は、第十三条第一項各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

期 限	法 律
平成十五年三月三十一日	奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年法律第百十五号）
平成十九年三月三十一日	国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律（昭和五十二年法律第七十一号）

2 | 社会資本整備審議会は、第十三条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務をつかさどるほか、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第 号）の施行の日から四月（同法第三十条第十項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）を経過するまでの間、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。